

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ライフガーデンしばた
所在地 新発田市舟入町三丁目541－2 外
設置者 芙蓉総合リース株式会社 他1者
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）ライフガーデン新発田複合商業施設計画
（変更後）ライフガーデンしばた
- 3 変更年月日
令和7年5月16日
- 4 変更の理由
店舗名称変更のため
- 5 届出年月日
令和7年5月16日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和7年5月27日から令和7年9月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025－280－5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp